

しほろみらいトーク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内で活動する各種団体と町長が直接対話をし、意見交換をするしほろみらいトークを実施することにより、住民の町政に関する理解を深め、住民参加のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 しほろみらいトークは、民法(明治29年法律第89号)に規定する18歳以上の成年者で、かつ、町内に在住し、又は勤務する者3人以上で構成する団体又はグループ(以下「団体」という。)を対象とする。

(内容)

第3条 しほろみらいトークの内容は、まちづくりに関するもの又は各団体の現状、課題及び要望を原則とし、まちづくりについて意見交換をするものとする。

(実施日時及び場所)

第4条 しほろみらいトークは、午前9時から午後8時までの間の1時間程度とする。ただし、次の各号に掲げる期間を除く。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)

(2) 土幌町議会会期中

(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条に規定する選挙期日以前1か月

2 しほろみらいトークの実施場所は、町内又はオンラインとし、会場等については団体と協議して決定する。

3 しほろみらいトークには、担当課の職員又はその予定する内容を担当する職員が同席するものとする。

(申込み)

第5条 しほろみらいトークの実施を希望する団体は、希望する日の30日前までに、しほろみらいトーク申込書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(決定)

第6条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、実施の可否をしほろみらいトーク(決定・却下)通知書(第2号様式)により当該団体に通知するものとする。

2 町長は、しほろみらいトークの実施を決定する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、しほろみらいトークを実施しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした活動と認められるとき。
- (3) 町政に対する苦情及び交渉を目的としているとき。
- (4) 単なる個人的相談及び要望に関するとき。
- (5) その他しほろみらいトークの目的に反し、実施が適当でないと認められるとき。

2 しほろみらいトークは、原則月1回とし、同一年度内合計12回を限度とする。

3 同一団体によるしほろみらいトークは、同一年度内で原則として1回限りとする。

(結果報告)

第8条 第4条第3項の規定により同席した職員は、しほろみらいトーク終了後速やかにその内容をてん末書により町長に報告しなければならない。

(広報等)

第9条 実施したしほろみらいトークについては、町広報紙及びホームページ等にその内容を掲載するものとする。

(庶務)

第10条 しほろみらいトークの庶務は、担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。